

新規・成長分野雇用創出特別奨励金

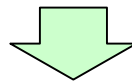
新規・成長分野に該当する企業が、職安又は一定の人材紹介会社を通じて30歳以上60歳未満のリス
トラ等による離職者を雇い入れた場合に、1人につき70万円を支給する制度です。

主な支給要件

新規・成長15分野()に該当する事業を行う企業であること。(事業の一部として行う場合でも可)

新規・成長15分野とは...以下の15分野が指定されています。

医療・福祉関連分野	バイオテクノロジー関連分野
生活関連分野	都市環境整備関連分野
情報通信関連分野	航空・宇宙(民需)関連分野
新製造技術関連分野	新エネルギー・省エネルギー関連分野
流通・物流関連分野	人材関連分野
環境関連分野	国際化関連分野
ビジネス支援関連分野	住宅関連分野
海洋関連分野	その他、中小企業創造活動促進法、中小企業経営革新支援法に基づくもの



この助成金を受けられるかどうかは、上記の『新規・成長分野』に該当するかどうかにかかっています。上記の表だけではわかりづらいですが、実際には、『新規・成長分野』はかなり広く解釈されており、例えば、フィットネスクラブ、宿泊業、旅行業、交通業、語学学校、家事代行業、リサイクル事業、人材派遣業、事務等のアウトソーシング業、機械警備業、再就職支援業等も該当するとされています。

事前に提出した雇い入れ計画に従い、職安又は一定の人材紹介会社を通じて30歳以上60歳未満のリス
トラ等による離職者を雇用保険の一般被保険者(週30時間以上労働)として雇い入れること。

雇い入れ3カ月後の雇用保険の一般被保険者数が、雇い入れ前より増加していること。

最近、会社都合の解雇(希望退職等のいわゆるリストラも含む)をしていないこと。

アドバイス

1. 上記のとおり、新規・成長分野の範囲についてはかなり広く解釈(運用)されていますので、「うちの会社はどうだろう...」とお思いであれば、採用のご予定がなくとも、まずは確認だけでもしておきましょう。お問い合わせいただければ、無料で確認~ご回答をさせていただきます。
2. 人数制限がありませんので、該当すれば何人分でも受給できます。
3. 要件を満たせば、雇い入れる方への教育訓練の費用や移転費等についてもその一部が支給される場合があります。
4. その他の雇い入れ型助成金との相性が良く、併せて受給できる場合が少なくありません。